

## 大規模災害時のコールトリアージに関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市消防通信規程（平成26年西消局訓令第10号）第21条に基づき、警防本部運用マニュアル（平成29年西消局通達第14号。以下「マニュアル」という。）別表第4の5（第6条関係）に規定する大規模災害時におけるコールトリアージの実施に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 大規模災害とは、別記1に定める災害をいう。
- (2) コールトリアージとは、119番通報による救急要請に対し、通信指令員がその聴取内容から緊急度及び重症度を判定し、救急出動の要否を判断することをいう。

(コールトリアージの実施命令及び解除)

第3条 消防局長は、次の各号のいずれかに該当する場合、通信指令員に対しコールトリアージの実施を命じることができる。

- (1) 大規模災害の発生に伴い、同時に多数の119番通報があり、コールトリアージの必要があると認められる場合
- (2) その他、消防局長が必要と認める場合

2 消防局長は、コールトリアージの必要が無くなったと判断した場合、速やかに実施命令を解除しなければならない。

(実施手順)

第4条 コールトリアージの実施が発令された場合、119番通報による救急要請を受信した通信指令員は、別記2に定める大規模災害時コールトリアージプロトコルに基づきコールトリアージを実施し、救急出動の要否を判断しなければならない。

2 通信指令員は、コールトリアージにより準緊急と判定された通報事案の通報者に対し、119番着信状況が収束した後、再度連絡を取り、その後の状況等の確認に努めなければならない。ただし、災害状況その他の事情により、連絡できない場合はこの限りでない。

(口頭指導)

第5条 通信指令員はコールトリアージ発令中、口頭指導に関する実施要綱（平成11年西消局通達第5号）に定める口頭指導を省略することができる。

(実施の記録)

第6条 通信指令員は、コールトリアージにおける通報内容や判断根拠、事後の状況確認の経過等を様式第1号に記録し、整理しておかなければならない。

(報告)

第7条 指令課長は、コールトリアージ実施後、その実施結果を様式第2号にまとめ、前条の様式第1号とともに消防局長へ報告しなければならない。

(訓練)

第8条 指令課長は、大規模災害時におけるコールトリアージの運用が適切かつ効率的に実施できるよう、通信指令員に訓練を実施させなければならない。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。